

地上デジタル放送への円滑な移行に向けた積極的な支援を求める意見書

現在、国においては、平成23年7月までにアナログ放送を終了し、すべてデジタル放送に移行する計画を国策として進めている。

しかし、住民が地上デジタル放送を視聴するためには、放送事業者が必要な放送エリアを確保するとともに、受信者側の対応として、地上デジタル放送対応のテレビ・チューナーの購入や共聴施設の新設・改修などが必要である。これらの対応については、国による一定の支援制度が整備されたものの、今般の経済状況悪化の影響もあり、依然として住民の負担は大きいものとなっている。

よって、国においては、地上デジタル放送への円滑な移行に向け、下記の事項について十分な対策を講じるよう強く要望する。

記

- 1 住民がこれまでと同等の費用負担で地上デジタル放送を視聴できるようにするため、放送事業者に対して、中継局の新設などによりアナログ放送と同様の放送エリアが確保できるよう、必要な支援や指導を行うこと。
- 2 住民による難視聴対策としての共聴施設の新設・改修については、受信状況等の調査や施設整備の設計などの準備が必要であることから、これらに対する技術的な支援や補助制度の新設・拡充など、円滑な整備に必要な対策を積極的に講じること。
- 3 すべての住民が地上デジタル放送を視聴できるよう、テレビ・チューナーなどの受信機器購入経費について、経済的弱者や福祉施設などへの支援を拡大するとともに、高齢者等に対して地上デジタル放送についてのきめ細かな説明を行うなど、必要な対策を積極的に講じること。
- 4 地上デジタル放送への移行に伴い、アナログテレビの不用処分の増加が懸念されることから、リサイクル活用方策をはじめとした必要な対策を積極的に講じること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成21年6月25日

宇都宮市議会

内閣総理大臣
総務大臣
衆・参両院議長

} あて